

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公開番号】特開2019-133695(P2019-133695A)

【公開日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2019-032

【出願番号】特願2019-49543(P2019-49543)

【国際特許分類】

G 06 Q 10/00 (2012.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 07 F 7/06 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 10/00 400

G 06 Q 50/10

G 06 Q 30/02 450

G 07 F 7/06

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月28日(2019.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子デバイスをリサイクルするためのシステムであって、前記システムは、
ハウジングと、
ユーザが情報を入力するための、前記ハウジングの外面上のユーザインターフェースと

上側チャンバおよび下側チャンバと、

前記上側チャンバに位置付けられた上側チャンバ画像化デバイスと、

前記下側チャンバに位置付けられた下側チャンバ画像化デバイスと、

前記ハウジング内に位置付けられ、電子デバイスを支持するように構成された透明プレートと

を備える、システム。

【請求項2】

前記上側チャンバ画像化デバイスおよび前記下側チャンバ画像化デバイスのうちの少なくとも1つと通信するプロセッサをさらに含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記プロセッサは、前記上側チャンバ画像化デバイスおよび前記下側チャンバ画像化デバイスのうちの少なくとも1つからの画像に基づいて前記電子デバイスを特定するように構成されている、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記プロセッサは、前記電子デバイスの金銭的対価の値を決定するように構成されている、請求項2に記載のシステム。

【請求項5】

前記上側チャンバは、上側ドームを備え、前記下側チャンバは、下側ドームを備える、

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 6】

前記上側チャンバ画像化デバイスおよび前記下側チャンバ画像化デバイスは、移動可能である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記電気デバイスに接続するように構成された電気コネクタを備える、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記電子デバイスの電気分析が、前記電気コネクタを用いて行われ、前記電気分析は、前記電子デバイスが、起動、充電を維持すること、正しく機能すること、および、前記電子デバイスの表示画面に給電することのうちの 1 つ以上が可能であるかどうかを決定する、請求項 7 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記ユーザインターフェースデバイスは、タッチスクリーンディスプレイである、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 10】

電子デバイスをリサイクルするためのシステムであって、前記装置は、ドーム形状の装置と、前記ドーム形状の装置内の透明プレートと、前記ドーム形状の装置内の前記透明プレート上に配置された電子デバイスの 360 度ビューを得ることが可能な少なくとも 1 つのカメラとを備える、システム。

【請求項 11】

前記少なくとも 1 つのカメラからの画像に基づいて前記電子デバイスのブランドおよびモデル番号を特定するように構成されたプロセッサをさらに備える、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記少なくとも 1 つのカメラは、移動可能である、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記電気デバイスに接続し、前記電子デバイスの電気分析を促進するように構成された電気コネクタをさらに備える、請求項 10 ~ 12 のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 14】

前記電気分析は、前記電子デバイスが、起動、充電を維持すること、正しく機能すること、および、前記電子デバイスの表示画面に給電することのうちの 1 つ以上が可能であるかどうかを決定する、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記ドーム形状の装置は、前記電話の全てのコンポーネントの可視性を可能にする複数の鏡を備える、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 16】

使用済み電子デバイスを評価および購入するためのシステムであって、前記システムは

ハウジングと、

前記ハウジング内の検査領域と、

前記ハウジング内の透明プレートであって、前記透明プレートは、前記検査領域内で前記電子デバイスを支持する、透明プレートと、

前記透明プレートが前記検査領域内で前記電子デバイスを支持している間に前記電子デバイスを画像化するように動作可能に位置付けられた第 1 のカメラと、

前記透明プレートが前記検査領域内で前記電子デバイスを支持している間に前記電子デバイスを画像化するように動作可能に位置付けられた第 2 のカメラとを備える、システム。

【請求項 17】

前記第1のカメラは、前記透明プレートの上方に動作可能に位置付けられ、前記第2のカメラは、前記透明プレートの下方に動作可能に位置付けられている、請求項16に記載のシステム。

【請求項 18】

前記第1のカメラまたは前記第2のカメラのうちの少なくとも1つは、移動可能である、請求項16に記載のシステム。

【請求項 19】

使用済み電子デバイスを評価および購入するためのキオスクを動作させる方法であって、前記方法は、

前記キオスクのハウジング内の透明プレート上に前記電子デバイスを受け取ることと、前記透明プレートが前記ハウジング内の検査領域内で前記電子デバイスを支持している間に第1のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することと、

前記透明プレートが前記検査領域内で前記電子デバイスを支持している間に第2のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することとを含む、方法。

【請求項 20】

第1のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することは、前記透明プレートの上方に動作可能に位置付けられた第1のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することを含み、

第2のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することは、前記透明プレートの下方に動作可能に位置付けられた第2のカメラを用いて前記電子デバイスを画像化することを含む、請求項19に記載の方法。